令和7年度 指定障害福祉サービス事業者等指導調書

【No. 14-2 指定就労定着支援】

	•	
事業所の名称		
事業所の所在地	鹿児島市	
事業者の名称		
事業所番号	4 6	
指導年月日	令和 年 月 日	
指導調書作成担当者		
立会者	職名	氏 名
	職名	氏 名
(事業所側)	職名	氏 名
	電話	
	FAX	
連絡 先等	Eメール アドレス	
	HP アドレス	
指導監査課	職名	氏 名
	職名	氏 名
(市)	職名	

[※] 太枠内のみ事業所において御記入ください。

[※] **A4両面印刷**で提出してください。

【集団指導の参加状況について、記入してください。】

- Q 本市が実施する集団指導に出席していますか。
 - ※本市ホームページ掲出の資料を確認し『確認票』を提出した事業所は、「出席」としてください。

<過去3年の出席状況>

```
      令和
      年度・・・( 出席 ・ 欠席 )

      令和
      年度・・・( 出席 ・ 欠席 )

      令和
      年度・・・( 出席 ・ 欠席 )
```

- ▶ 集団指導は、毎年開催し、自立支援サービス等の取扱い、自立支援給付に係る請求の内容、制度改正内容、障害者虐待事案及び運営指導における指摘事項をはじめとした過去の指導事例等について、当日の資料に掲載のない情報も含め、伝達を行いますので、欠席した事業所においては、次回集団指導に、必ず出席してください。
- ▶ 集団指導を欠席した場合、上記運営指導の実施頻度を待たず、運営指導を行う場合があります。

I 運営指導当日準備する必要書類

Ι		主眼	事	項及	びぇ	青眼	艮点	Ī.	(指	諚	:勍	労	定	:着	支	援)													
	第	1	基	本方	針			•																			•			1
	第	2	人	、員に	関	する	5基	ţ 淖	<u>E</u> •																			•		1
		1		従業	者(の真	員数	攵•							•					•					•					1
	第	3	設	備に																										
		1		設備	及7	びぼ	帯后	1等	F •																			•		5
	第	4	運	営に	関	する	5基	ţ淖	<u>É</u>																					
		1		内容	及7	ぴ゠	手綬	売 σ.	診	卽]及	ιU	同]意																5
		2	2	契約	内和	容	り執	日芒	等	Ē.																				7
		3	3	提供	拒	否	り参	上李	_ •																					7
		4	-	連絡																										7
		5	5	サー																										7
		6	6	受給	資材	各0	の稲	生記	g.																					9
		7	,	訓練																										9
		8	3	心身																										9
		9)	指定					-																					9
		10	0	身分																										9
		1	1	サー																									1	1
		1:	2	支給																									1	1
		13	3	利用																									1	1
		14	4	利用																									1	3
		1!	5	訓練																									1	
		10	6	指定																									1	3
		1	7	指定																									1	5
		18	8	サー																									1	7
		19	9	相談																									1	7
		20	0	実施																									1	7
		2	1	職場																									1	9
		2	2	サー																									2	1
		2	3	支給	決況	定队	章誓	言者	筲	F1:	. 関	す	- る	市	间	村	^	の	通	知									2	1
		2	4	管理	者(の責	复彩	务•																					2	3
		2	5	運営	規和	呈																							2	3
		2	6	勤務	体制	制の	の稲	奎伢	子等	Ē.																			2	5
		2	7	業務	継網	売言	十匪	Ι σ.)策	定	:等	٠.																	2	7
		28	8	衛生	管Ŧ	理等	≨ •																						3	1
		29	9	掲示																									3	3
		30	0	身体	拘り	束(り参	上李	_ •																				3	5
		3	1	秘密	保持	寺等	≨ •																						3	7
		3	2	情報	。 の	是信	共等	÷ •																					3	9
		33	3	利益	収	受等	等σ)	<u>‡</u> ш	_ •																			3	9
		34	4	苦情	解	夬																							3	9
		3	5	事故																									4	1
		3	6	虐待	の [佐ュ	Ŀ.																						4	3
		3	7	会計	の	区 分	· 仓																						4	5
		38	8	記録																									4	5

第 4	;	変.	更の	届	出	等	٠	•	•	٠	•	٠	•	•	•	٠	٠	•	•	•	•	•	•	٠	٠	•	٠	٠	٠	٠	•	٠	•	•	•	4	5
第 5			ービ																																		
		2	基本	事	項	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	5
	1		就労									-																								4	7
	2		地域																																	5	5
	3		初期																																	5	7
	4	5	就労	'定	着	実	績	体	制	加	算	•	•	•	•	٠	٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	٠	•	•	•	•	٠	•	•	•	5	7
	5		膱場																																	5	7
	6		利用																																	_	9
	7	7	福祉	•	介	護	職	員	等	処	遇	改	善	加	算	٠	٠	•		•	•	•	•	•	•	•	٠	٠	•	•	٠	٠	٠	٠		5	9
(参																																					
	主	な	根拠	法	令	等		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	6	1

運営指導当日準備する必要書類

指定就労定着支援

		拍正队力正有.
1	指定申請書類(控)	有・無
2	組織図	有・無
3	勤務表,出勤簿	有・無
4	給与台帳	有・無
5	職員の資格証、研修修了証	有・無
6	平面図	有・無
7	運営規程	有・無
8	契約書,重要事項説明書	有・無
9	利用料金等の説明文書、パンフレットなど	有・無
10	受給者証 (写)	有・無
11	サービス等利用計画	有・無
12	辞令,雇用契約書	有・無
13	利用者数が分かる資料	有・無
14	従業者の研修の記録	有・無
15	業務継続計画	有・無
16	衛生管理等に関する記録	有・無
17	就業規則	有・無
18	秘密保持に関する就業時の取り決め(雇用契約書、誓約書など)	有・無
19	秘密保持に関する利用者及び家族の同意書	有・無
20	苦情解決に関するマニュアル、記録	有・無
21	事故に関するマニュアル、記録	有・無
22	緊急時の連絡体制に関する書類	有・無
23	損害賠償保険証書	有・無
24	指定申請書 (控え), 変更届(控)	有・無
25	金銭台帳の類	有・無
26	訓練等給付費請求書(控)	有・無
27	訓練等給付費明細書(控)	有・無
28	サービス提供実績記録票(控)	有・無
29	サービス提供証明書(控)	有・無
30	領収証(請求書)(控)	有・無
		<u> </u>

注 運営指導対象期間は、前年度4月1日から運営指導当日までですので、その期間に対応した上記書類を準備してください。

【用語の定義】

(1)「常勤換算方法」

指定障害福祉サービス事業所等の従業者の勤務延べ時間数を当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該指定障害福祉サービス事業所等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。

この場合の勤務延べ時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。

ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号) 第13条第1項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家 族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)第23 条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置(以下「育児及び介護のた めの所定労働時間の短縮等の措置」という。)を利用する場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での 計算上も1と扱うことを可能とする。

(2)「勤務延べ時間数」

勤務表上、指定障害福祉サービス等の提供に従事する時間として明確に位置付けられている時間又は当該指定障害福祉サービス等の提供のための準備等を行う時間(待機の時間を含む。)として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、当該指定障害福祉サービス事業所等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。

(3)「常勤」

指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間が、当該指定障害福祉サービス事業所等において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)に達していることをいうものである。 ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

また、当該指定障害福祉サービス事業所等に併設される事業所の職務であって、当該指定障害福祉サービス事業所等の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする

例えば、一の指定障害福祉サービス事業者によって行われる指定生活介護事業所と指定就労継続支援B型事業所が併設されている場合、当該指定生活介護事業所の管理者と当該指定就労継続支援B型事業所の管理者とを兼務している者は、これらの勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法(昭和22年法律第49号)第65条に規定する休業(以下「産前産後休業」という。)、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業(以下「育児休業」という。)、同条第2号に規定する介護休業(以下「介護休業」という。)、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項(第2号に係る部分に限る。)の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業(以下「育児休業に準ずる休業」という。)を取得中の期間において、当該人員基準等において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。

(4) 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」「専従」原則として、サービス提供時間帯を通じて指定障害福祉サービス等以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、従業者の指定障害福祉サービス事業所等における勤務時間(療養介護及び生活介護については、サービスの単位ごとの提供時間)をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

(5) 「前年度の平均値」

就労定着支援に係る従業者の員数を算定する場合の利用者の数の算定方法における「前年度の平均値」は、当該年度の前年度の利用者の延べ数を開所月数で除して得た数とする。この算定に当たっては、小数点第2位以下を切り上げるものとする。

新たに就労定着支援の事業を開始し、又は再開した事業者において、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の利用者の数は、新設等の時点から6月未満の間は、便宜上、一体的に運営する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援(以下「就労移行支援等」という。)を受けた後に一般就労(就労継続支援A型事業所への移行は除く。)し、就労を継続している期間が6月に達した者の数の過去3年間の総数の70%を利用者数とし、新設等の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を6で除して得た数とし、新設等の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を12で除して得た数とする。また、新たに自立生活援助の事業を開始し、又は再開した事業者において、前年度において1年未満の実績しかない場合(前年度の実績が全くない場合を含む。)の利用者の数は、新設等の時点から6月未満の間は、便宜上、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。)第34条の18の3の第7号に規定する利用者の推定数の90%を利用者の数とし、新設等の時点から6月以上1年未満の間は、直近の6月における全利用者の延べ数を6月で除して得た数とする。また、新設等の時点から1年以上経過している場合は、直近1年間における全利用者の延べ数を12月で除して得た数とする。ただし、これらにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により利用者の数を推定するものとする。

主眼事項	着 眼 点	自己評価
第 1 基本方針	(1) 指定就労定着支援の事業は、利用者(生活介護、自立 労継続支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された 対して、当該通常の事業所での就労の継続を図るために 該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者、医 の他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的 いるか。	障害者)に ご必要な当 医療機関そ
	(2)事業は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利場に立って行われているか。	川用者の立 いる・いない
	(3) 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のためを設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従し、研修を実施する等の措置を講じているか。	
	(4) 法第36条第3項第1号の条例で定める申請者は、法 ているか。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所 診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請 は、この限りでない。	(病院又は
第2 人員に関する 基準 1 従業者の員数 (1)就労定着支援 員	指定就労定着支援の事業を行う者(以下「指定就労定着支法という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定就労定着支援員の数は、指定就労定着所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 40 で除した数以ているか。	援事業所」 計支援事業

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令
	○ 運営規定 ○ 個別支援 計画 ○ ケース記 録	法第 43 条 平 24 条例 52 第 3 条第 1 項
		平 24 条例 52 第 3 条第 2 項
	〇運営規程 〇研修計画、 研修実施記 録	平 24 条例 52 第 3 条第 3 項
	○虐待防止関係書類 ○責任者を設置してが分かる書類	平 24 条例 52 第 3 条第 4 項
(1) 就労定着支援員については、その員数の総数が、常勤換算方法により、利用者の数を 40 で除した数以上でなければならない。ただし、一体的に運営する指定生活介護、指定自立訓練(機能訓練)、指定自立訓練(生活訓練)、指定就労移行支援、指定就労継続支援 A型、指定就労継続支援 B型(以下「生活介護等」という。)の事業を行う事業所(以下「生活介護事業所等」という。)に配置される常勤の職業指導員、生活支援員又は就労移行支援員等の直接処遇に係る職員は、利用者に対するサービス提供に支障がない場合は、就労定着支援員に従事することができ、兼務を行う勤務時間について、就労定着支援員に任事することができ、兼務を行う勤務時間について、就労定着支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入できるものとする。なお、就労定着支援員について、資格要件はないが、職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましいこと。	〇〇 〇〇〇 〇 《 る表 動出イド従格勤覧利平数 書等 務勤ム)業証務表用均) 書等 実簿 カー員 体 者利が (実	平 24 条例 52 第 193 条の 2

主眼事項	着	眼	点	自己評価
(2)サービス管理 責任者	が、生活介護、自立訓練 行支援、就労継続支援 A という。)に係る指定障害 つ、指定就労定着支援の スの事業とを同一の事業 では、当該事業所におい 事業及び生活介護等に係 計数。以下この条におい ビス管理責任者として置 一 利用者の数が 60 以	の利用者の数(自立 教の制用者の数(自立 教の機能就労継続事所の指にはないのででは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいののでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、いいのでは、はいい	該指定就労定着支援事業者 立訓練(生活訓練)、就労等 援B型(以下「生活介護等」 達者の指定を併せて受け、 に運営してで記費を に運営している場合 に運営を に運営を でいるが が が が が が が が が が が が が が の 数 が の 数 が の 数 が の 数 が の も と に と に と に と に と に と に と に と に と に と	
	② サービス管理責任者の	うち、一人以上は	、常勤となっているか。	いる・いない
(3)利用者数の算 定	就労定着支援員及びサーは、前年度の平均値となっただし、新規に指定を受	ているか。	の配置に用いる利用者の数 数による。	いる・いない
(4) 職務の専従	就労定着支援員及びサー 援事業所の職務に従事する ただし、利用者の支援に	者となっているか		いる・いない
(5)管理者	ているか。ただし、支援事	業所の管理上支障	務に従事する管理者を置い がない場合は、当該事業所 設等の職務に従事させるこ	

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令
(2) サービス管理責任者 サービス管理責任者は、利用者に対する効果的かつ適切な指定就 労定着支援を行う観点から、適切な方法により、利用者の解決すべ き課題を把握した上で、就労定着支援計画の作成及び提供した指定 就労定着支援の客観的な評価等を行う者であり、指定就労定着支援 事業所ごとに、利用者の数に応じて必要数を置くこととしたものである。 なお、サービス管理責任者については、就労定着支援計画の作成 及び提供した指定就労定着支援の客観的な評価等の重要な役割を担 う者であるので、これらの業務の客観性を担保する観点から、サービス管理責任者と就労定着支援員とは異なる者でなければならない。 また、サービス管理責任者は、指定就労定着支援事業所が生活介 護事業所等と同一の事業所において一体的に運営を行っている場合 には、それぞれの利用者の合計数に応じて、必要数を置くこととなる。	〇〇 A が 新期力業証務表別利利が 大学証務表別利利が類 大学証務を表別利が 大学証券を表別のが 大学証券を表別のが 大学である。 大学でなる。 大学	平 24 条例 52 第 193 条の 3 第 2 項
		平 24 条例 52 第 193 条の 3 第 5 項
	〇利用者類(利利利別の 利利用人の 利利用の 利利用の 利利用の 利用の 利用の 利用の 利用の 一般で 一般で 一般で のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの	平 24 条例 52 第 193 条の 3 第 3 項 平 24 条例 52 第 193 条の 3 第 4 項
(5)管理者 ① 管理者の専従 指定就労定着支援事業所の管理者は、原則として、専ら当該指定 就労定着支援事業所の管理業務に従事するものである。ただし、以 下の場合であって、当該指定就労定着支援事業所の管理業務に支障 がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。 ア 当該指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者又は従業者と しての職務に従事する場合 イ 当該指定就労定着支援事業所以外の他の指定障害福祉サービス事 業所又は指定障害者支援施設等の管理者又はサービス管理責任者 若しくは従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該 指定就労定着支援事業所の管理業務に支障がないと認められる場合	〇	平 24 条例 52 第 193 条の 4 準用第 51 条

主眼事項	 着	眼	点		自己評価
第3 設備に関する 基準			。ために必要な広さのほ こ必要な設備及び備品€		いる・いない
第4 運営に関する					
基準 1 内容及び手続の 説明及び同意	の利用の申込みに応じた適切な限要,従業者の 資すると認められ	を行ったときは、当該 配慮をしつつ、当該和 勤務体制、その他の和 れる重要事項を記した	会定障害者が指定就労家 を利用申込者に係る障害 引用申込者に対し、運動 引用申込者のサービスの 主文書を交付して説明で こついて当該利用申込ま	害の特性 営規程の の選択に を行い,	いる・いない
			祉法第 77 条の規定に その特性に応じた適切が		いる・いない

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令
(1)事務室 指定就労定着支援事業所には、事業の運営を行うために必要な面 積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りする 等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業 と同一の事務室であっても差し支えない。 なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないと きは、指定就労定着支援の事業を行うための区画が明確に特定され ていれば足りるものとする。	〇 平面図 〇 設備・備品 等一覧表	平 24条例 52 第 193 条の 5
(2) 受付等のスペースの確保 事務室又は指定就労定着支援の事業を行うための区画について は、利用申込みの受付、相談、計画作成会議等に対応するのに適切 なスペースを確保するものとし、相談のためのスペース等は利用者 が直接出入りできるなど利用しやすい構造とする。		
(3) 設備及び備品等 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援に必要な設備及び 備品等を確保するものとする。 ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、 指定就労定着支援の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障 がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた備品及び 設備等を使用することができるものとする。 なお、事務室又は区画、設備及び備品等については、必ずしも事 業者が所有している必要はなく、貸与を受けているものであっても 差し支えない。		
○利用者との間で当該指定就労定着支援の提供に係る契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第77条第1項の規定に基づき、以下の事項を記載した書面を交付すること。 ① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地② 当該事業の経営者が提供する指定就労定着支援の内容 ③ 当該指定就労定着支援の提供につき利用者が支払うべき額に関する事項	〇重要事項説 明書 〇利用契約書 (利用者ま たは家族の 署名捺印)	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準用第 9 条 第 1 項
④ 指定就労定着支援の提供開始年月日⑤ 指定就労定着支援に係る苦情を受け付けるための窓口○利用者の承諾を得た場合には当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。	〇その他利用 者に交付し た書面	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準用第 9 条 第 2 項

主眼事項	着	眼	点	自己評価
2 契約支給量の報 告等	当該指定就労定着支援 <i>0</i>)内容,契約支給	定着支援を提供するときは, 量, その他の必要な事項 (受 給者証に記載しているか。	いる・いない
	(2) 契約支給量の総量は, いか。	当該支給決定障	5害者の支給量を超えていな	いる・いない
		正記載事項その他	た着支援の利用に係る契約 の必要な事項を市に対し遅	いる・いない
	(4) 指定就労定着支援事業 合に、(1) から(3)		E記載事項に変更があった場 っているか。	いる・いない
3 提供拒否の禁止	提供を拒んでいないか。	.,	がなく,指定就労定着支援の -ービスの提供を拒否してい	いる・いない
4 連絡調整に対す る協力	指定就労定着支援事業者に 又は一般相談支援事業若しく 整に、できる限り協力してに	くは特定相談支援	f支援の利用について市町村 長事業を行う者が行う連絡調	いる・いない
5 サービス提供困 難時の対応	指定就労定着支援事業者に し、利用申込者に対し自ら選 難であると認めた場合は、選 を速やかに講じているか。	適切な指定就労定		いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
テェック ホインド	以	1
2 契約内容の報告等 (1) 契約支給量等の受給者証への記載 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供に係る契約が成立した時は、利用者の受給者証に当該事業者及びその事業所の名称、当該指定就労定着支援の内容、当該事業者が当該利用者に提供する月当たりの指定就労定着支援の提供量(契約支給量)、契約日等の必要な事項を記載すること。 なお、当該契約に係る指定就労定着支援の提供が終了した場合にはその年月日を、月途中で終了した場合には当該月で既に提供した指定就労定着支援の量を記載することとしたものである。 (2) 契約支給量 受給者証に記載すべき契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えてはならないこととしたものである。 (3) 市町村への報告 指定就労定着支援事業者は、(1) の規定による記載をした場合に、遅滞なく市町村に対して、当該記載事項を報告することとしたものである。	○受給者証の 写し ○契約内容報 告書	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準用 第 10 条第 1 項 平 24 条例 52 第 193 条の 12 準用 第 10 条第 2 項 平 24 条例 52 第 193 条の 12 準用 第 10 条第 3 項 平 24 条例 52 第 193 条の 12 準用 第 10 条第 4 項
 ○事業者は、原則として、利用申込みに対して応じなければならないことを規定したものであり、特に、障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、 ① 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定就労定着支援を提供することが困難な場合 ④ 入院治療が必要な場合 	〇適宜必要と 認める資料	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準用 第 11 条
である。	○適宜必要と 認める資料	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準用 第 12 条
	〇適宜必要と 認める資料	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準用 第 13 条

主眼事項	着眼点	自己評価
6 受給資格の確認	指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめているか。	いる・いない
7 介護給付費の支 給の申請に係る援 助	(1) 指定就労定着支援事業者は、就労定着支援に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	いる・いない
	(2) 就労定着支援事業者は、就労定着支援に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	いる・いない
8 心身の状況等の 把握	指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	いる・いない
9 指定障害福祉サ ービス事業者等と の連携等	(1) 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援を提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	いる・いない
	(2) 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	いる・いない
10 身分を証する書類の携行	指定就労定着支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、 初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示 すべき旨を指導しているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令
	〇受給者証の 写し	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準用 第 14 条
〇訓練等給付費の支給の申請に係る援助 (1)支給決定を受けていない利用者 給決定を受けていない者から利用の申込みを受けた場合には、そ の者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給申請に必要な援	〇適宜必要と 認める資料	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準用 第 15 条第 1 項
助を行うこととするものである。 (2) 利用継続のための援助 利用者の支給決定に係る支給期間の終了に伴い、引き続き当該利用者が当該事業者のサービスを利用する意向がある場合には、市町村の標準処理期間を勘案し、あらかじめ余裕をもって当該利用者が支給申請を行うことができるよう申請勧奨等の必要な援助を行うことを定めたものである。	○適宜必要と 認める資料	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準用 第 15 条第 2 項
	○アセスメン ト記録 ○ケース記録	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準用 第 16 条
	〇個別支援計 画 〇ケース記録	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準用 第 17 条第 1 項
	〇個別支援計 画 〇ケース記録	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準用 第 17 条第 2 項
〇身分を証する書類の携行 利用者が安心して指定就労定着支援の提供を受けられるよう、指定就労定着支援事業者は、当該指定就労定着支援事業所の従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。 なお、この証書等には、当該指定就労定着支援事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準用 第 18 条

主眼事項	着	眼	点	自己評価
11 サービスの提供の記録	(1)指定就労定着支持 は、当該指定就労员 指定就労定着支援の	足着支援の提供日,	内容その他必要な事項	
	(2)指定就労定着支持 は、支給決定障害者 いて確認を受けてし	者から指定就労定着	D規定による記録に際 U 情支援を提供したこと(
12 支給決定障害者等 に求めることのでき る金銭の支払の範囲 等	該金銭の使途が直	て金銭の支払を求め 妾利用者の便益を向	が定着支援を提供するま うることができるのは、 可上させるものであって ことが適当であるもの!	当 C,
	(2)(1)の規定によ 及び額並びに支給 て書面によって明 説明を行い,その	央定障害者に金銭 <i>の</i> らかにするとともに 司意を得ているか。	める際は、当該金銭の値 の支払を求める理由にで に、支給決定障害者に対 場げる支払については、	対し
13 利用者負担額額等 の受領	(1)指定就労定着支持 は、支給決定障害を 担額の支払を受ける	者から当該指定就党	ぱ労定着支援を提供し♬ ☆定着支援に係る利用ネ	
		した際は、支給決定	代理受領を行わない指別 ≧障害者から当該指定就 は等費用基準額の支払る	就労
	域以外の地域におり	定障害者等の選定に いて指定就労定着支	及び(2)の支払を受け こより通常の事業の実施 を援を提供する場合は、 R定障害者等から受ける	他 他 そ
	(4) 指定就労定着支持の額の支払を受けるの額を支払った支給	た場合は、当該費用	月に係る領収証を当該	
		あらかじめ, 支糸 よび費用について訪	の費用に係るサービス 合決定障害者に対し、 st 説明を行い、支給決定隊	当該

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令
		ון אי או או
〇サービスの提供の記録 (1) 記録の時期 利用者及び指定就労定着支援事業者が、その時点での指定就労定 着支援の利用状況等を把握できるようにするため、指定就労定着支 援事業者は、指定就労定着支援を提供した際には、当該指定就労定 着支援の提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利 用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、後日一括して記 録するのではなく、サービスの提供の都度記録しなければならない こととしたものである。 (2) 利用者の確認	○サービス提供の記録○サービス提供の記録	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準用 第 19 条第 1 項 平 24 条例 52 第 193 条の 12 準用 第 19 条第 2 項
サービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたものである。	〇適宜必要と 認める資料	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準用 第 20 条第 1 項
	〇適宜必要と 認める資料	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準用 第 20 条第 2 項
〇利用者負担額等の受領 (1)利用者負担額の受領 指定就労定着支援事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定就労定着支援についての利用者負担額として、法第29条	〇請求書 〇領収書	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準用 第 21 条第 1 項
第3項第2号に規定する政令で定める額(政令で定める額よりも、 サービス提供に要した費用の1割相当額の方が低い場合は、1割相 当額)の支払を受けなければならないことを規定したものである。 なお、法第31条の規定により、訓練等給付費等の額の特例の適 用を受ける場合は、市町村が定める額を利用者負担額とする。	〇請求書 〇領収書	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準用 第 21 条第 2 項
(2) 法定代理受領を行わない場合 指定就労定着支援事業者が法定代理受領を行わない指定就労定 着支援を提供した際には、利用者から、利用者負担額のほか、当該 指定就労定着支援につき法第 29 条第 3 項第 1 号に規定する厚生労 働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該就 労定着支援に要した費用(法第 29 条第 1 項に規定する特定費用を	○請求書 ○領収書	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準用 第 21 条第 3 項
かた相交援に安した資用(法第29 末第1項に規定する特定資用を除く。)の額を超えるときは、当該就労定着支援に要した費用の額)の支払を受けるものとしたものである。	○領収書	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準用 第 21 条第 4 項
	〇重要事項説 明書	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準用第 21 条第 5 項

主眼事項	着眼点	自己評価
14 利用者負担額に係る管理	指定就労定着支援事業者は、支給決定障害者の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定就労定着支援事業者が提供する指定就労定着支援及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定就労定着支援及び他の指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定就労定着支援及び他の指定障害福祉サービス等につき法第 29 条第 3 項(法第 31 条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(利用者負担額合計額)を算定しているか。 この場合において、当該指定就労定着支援事業者は、利用者負担額合計額を市に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	いる・いない
15 介護給付費の額に係る通知等	(1)指定就労定着支援事業者は、法定代理受領により市から指定就 労定着支援型に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定 障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費の額を通知 しているか。	いる・いない
	(2)指定就労定着支援事業者は、法定代理受領を行わない指定就労 定着支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定就 労定着支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載 したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付してい るか。	いる・いない
16 指定就労定着支 援の取扱方針	(1) 指定就労定着支援事業者は、就労定着支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定就労定着支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。	いる・いない
	(2) 指定就労定着支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しているか。	いる・いない
	(3) 指定就労定着支援事業所の従業者は、指定就労定着支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。	いる・いない
	(4) 指定就労定着支援事業者は、その提供する指定就労定着支援の 質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	いる・いない

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令
	○適宜必要と認 める資料	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準用 第 22 条
〇訓練等給付費の額に係る通知等 (1)利用者への通知 事業者は、市町村から法定代理受領を行う指定就労定着支援に係る介護給付費の支給を受けた場合には、利用者に対し、当該利用者に係る介護給付費の額を通知することとしたものである。 (2)サービス提供証明書の利用者への交付 利用者が市に対し介護給付費を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならないこととしたものである。	○通知の写し○サービス提供証明書の写し	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準用 第 23 条第 1 項 平 24 条例 52 第 193 条の 12 準用 第 23 条第 2 項
〇指定就労定着支援の取扱方針	〇適宜必要と 認める資料	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準用 第 58 条第 1 項
(3)「支援上必要な事項」とは、指定就労定着支援計画の目標及び内 容のほか、行事及び日課等も含むものである。	〇適宜必要と認 める資料	平 24 条例 52 第 184 条 準用第 58 条第 2 項
(4) 指定就労定着支援事業者は、自らその提供する指定就労定着支援 の質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を 図るよう努め、常にサービスを提供する事業者としての質の改善を 図らなければならないこととしたものである。	〇適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準用 第 58 条第 3 項

主眼事項	着眼点	自己評価
17 就労定着支 援計画の作成 等	(1)管理者は、サービス管理責任者に指定就労定着支援に係る個別 支援計画(就労定着支援計画)の作成に関する業務を担当させているか。	
	(2)サービス管理責任者は、就労定着支援計画の作成に当たっては適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置がれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(アセスメント)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしているか。	か の が
	(3) アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、意 該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しているか。	当
	(4) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。 この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利 用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。	いる・いない
	(5) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な対援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労定策支援の目標及びその達成時期、指定就労定着支援を提供する上の留意事項等を記載した就労定着支援計画の原案を作成しているか。	支 音 で る
	この場合において、当該指定就労定着支援事業所が提供する指定 就労定着支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス 等との連携も含めて就労定着支援計画の原案に位置付けるよう めているか。	z
	(6) サービス管理責任者は、就労定着支援計画の作成に係る会議る 開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとる もに、前項に規定する就労定着支援計画の原案の内容について 見を求めているか。	<u> </u>
	(7) サービス管理責任者は、就労定着支援計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ているか。	
	(8) サービス管理責任者は、就労定着支援計画を作成した際には、 当該就労定着支援計画を利用者及び相談支援事業者等に交付しているか。	
	(9) サービス管理責任者は、就就労定着支援計画の作成後、就労業 着支援計画の実施状況の把握(モニタリング:利用者についての 継続的なアセスメントを含む。)を行うとともに、少なくともらり に 1 回以上、就労定着支援計画の見直しを行い、必要に応じて就 労定着支援計画の変更を行っているか。	か 目

	 チェックポイント	関係書類	根拠法令
	2 - 2 2 ··· · 2 ·		10. 10. 10.
〇就労定	発着支援計画の作成等	〇個別支援計	平 24 条例 52
就党	お定着支援計画は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総	画	第 193 条の 12 準用
合的	りな支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定障	〇サービス提	第 59 条第 1 項
害福	a祉サービスの目標及びその達成時期、指定就労定着支援を提供	供責任者が	
· ·	5上での留意事項等を記載した書面である。	個別支援計	平 24 条例 52
-	た、就労定着支援計画は、利用者の置かれている環境及び日常	画を作成し	第 19 条の 12 準用
	5全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等	ていること	第 59 条第 2 項
_	型握を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう	が分かる書	
	爰する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるもの。	類	
Co	53.	〇アセスメン ト及びモニ	平 24 条例 52
		タリングを	〒 24 末 69 32 第 193 条の 12 準用
		実施したこ	第 59 条第 3 項
		とが分かる	71 00 77 71 0 7
		記録	
04-6	こス管理責任者の役割	〇面接記録	平 24 条例 52
サー	- ビス管理責任者は、指定特定相談支援事業者等が作成したサー		第 193 条の 12 準用
ビス等	F利用計画を踏まえて、当該指定就労定着支援事業所以外の保健	〇個別支援計	第 59 条第 4 項
医療サ	ナービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、就労定	画の原案	
	受計画の原案を作成し、以下の手順により就労定着支援計画に基	〇他サービス	
づく支	で援を実施するものである。 	との連携状	
_		況が分かる	
ア	利用者に対する指定就労定着支援の提供に当たる担当者を招	書類	
	集して行う会議を開催し、就労定着支援計画の原案について意見を求めること		
	なお、個別支援会議については、原則として利用者が同席した		
	上で行わなければならないものである。	Oサービス担	平 24 条例 52
		当者会議の	第 193 条の 12 準用
1	当該就労定着支援計画の原案の内容について、利用者及びその	記録	第 59 条第 5 項
	家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得ること		
		〇個別支援計	平 24 条例 52
ウ	利用者及び相談支援事業者へ当該就労定着支援計画を交付す	画	第 193 条の 12 準用
	ること	(利用者また	第 59 条第 6 項
	WELLOW	は家族の署	T 04 & 71 50
エ	当該就労定着支援計画の実施状況の把握及び就労定着支援計	名)	平 24 条例 52
	画の見直すべきかどうかについての検討(当該検討は少なくとも6月に1回以上行われ、必要に応じて就労定着支援計画の変	〇利用者に交 付した記録	第 193 条の 12 準用 第 59 条第 7 項
	もり月に「回以上行われ、必要に応して祝ガ足宿又援計画の変 更を行う必要があること。)を行うこと	19 した記録	弗 09 宋弗 / 垻
	火で11 /必女ルののして。/ で11 /して	│ │ 〇個別支援計	平 24 条例 52
		回り、一直	〒 24 末 69 32 第 193 条の 12 準用
		ロ ロアセスメン	第59条第8項
		ト及びモニ	
		タリングに	
		関する記録	平 24 条例 52
			第 193 条の 12 準用
		〇モニタリン	第 59 条第 9 項
		グ記録	
		〇面接記録	
L		l	i

主眼事項	着眼点	自己評価
17 就労定着支 援計画の作成 等	(10)サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者がびその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に利用者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。 (11)就労定着支援に変更のあった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。	
18 サービス管理責任者の責務	 (1)サービス管理責任者は、就労定着支援計画の作成のほか、次の業務を行っているか。 ① 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指規就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握しているか。 ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行っているか。 ③ 他の従業者に対する技術的な指導及び助言を行っているか。 (2)サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援を行うるう努めているか。 	事 いる・いない 官 いる・いない いる・いない いる・いない
19 相談及び援 助	指定就労定着支援事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	
20 実施主体	指定就労定着支援事業者は、生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センターとなっているか。	

チェック ポ イ ン ト	関係書類	根拠法令
テェック ハ 1 ノ ト	関係音類	恢拠 本 7
	O(2)から(7) に掲げる確 認資料	
 ○サービス管理責任者の責務 サービス管理責任者は、就労定着支援計画の作成のほか、次の業務を担うものである。 利用申込みに際し、当該利用者に係る他の障害福祉サービス等の提供状況の把握を行うこと 利用者の心身の状況、その置かれている環境等を十分に踏まえ、関係機関等と連携を図り、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるように必要な支援を行うこと 他の従業者に対して、指定就労定着支援の提供に係る技術的な指導及び助言を行うこと また、サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援を行うよう努めなければならない。 	〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	平 24 条例 52 第 193 条の 6 平 24 条例 52 第 193 条の 12 準用 第 61 条
〇実施主体 指定就労定着支援事業者は、生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年間以内において3人以上の利用者が新たに通常の事業所に新たに障害者を雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センターでなければならない。就労定着支援の事業者指定は事業所単位で実施することとなる。 また、生活介護事業所等の事業運営が3年に満たない場合であっても、生活介護事業所等の利用を経て通常の事業所に雇用された者が3人以上いる場合には、指定就労定着支援の実施主体としての要件を満たすこととする。 なお、当該指定は次期更新の際まで有効なものであり、就労定着支援の指定を受けた後、毎年この要件を満たすことが必要となるものではなく、指定の更新の際に、当該就労定着支援事業所が指定基準を満たしているかどうかを確認することになる。	○適宜必要と 認める資料	平 24 条例 52 第 193 条の 7

主眼事項	着	眼	点	自己評価
21 職場への定着のための支援の実施	の継続を図るため、 業主、指定障害福祉 整及び連携を行うと 該雇用に伴い生じる	新たに障害者を雇サービス事業者等ともに、利用者や日常生活又は社会	の職場への定着及び就労用した通常の事業所の事業所の事との連絡関等との連絡調をの家族等に対して、当時である。	いる・いない
	供するに当たっては はテレビ電話装置等 により行うとともに	、1月に1回以上 を用いる方法その 、1月に1回以上 主を訪問すること	に対して前項の支援を提 、当該利用者との対面と 他の対面に相当する方法 、当該利用者の職場 。	いる・いない

チェック ポ イ ン ト	関係書類	根 拠 法 令
チェック ボイ ノド	人名 一	
○職場への定着のための支援の実施 (1)指定就労定着支援の実施にあたっては、利用者の就労の継続を図るため、利用者を雇用する事業主、指定障害福祉サービス事業者や医療機関等の関係機関と連絡調整及び連携を行うこととしている。指定就労定着支援事業者は、利用者に関わる他の関係機関を主体的に把握して適宜情報共有し、就労定着に向けた支援について方向性の確認共有や役割分担を行うなど、地域における関係機関間のネットワークを構築して支援を行うことが望ましい。なお、支援の方向性について、確認共有等を行うためには、利用者の意向や他の関係機関の助言等を十分踏まえる必要があり、そのためには利用者を中心として、他の関係機関等を招いたケース会議を行うことが望ましい。その際、他の関係機関との利用者の個人情報等の共有等にあたっては、予め書面にて利用者の同意を得るなどの適切な手続きを経ることに留意すること。	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 5 2 第 193 条の 8 第 1 項
また、指定就労定着支援の支援期間は最大3年間となるが、指定就労定着支援事業所は支援期間が終了するまでに、利用者が日常生活又は社会生活の課題に対して対処できるように支援していく必要があり、支援終了時点において特段の支援がなくても就労定着が実現できる状態を目指していくことが重要である。 ただし、支援期間を越えても引き続き支援が必要であると指定就労定着支援事業所が判断した場合、就労定着に向けた取組を継続することは差し支えない。また、支援終了後において、本人、事業主、関係機関等から障害者の就労定着のための必要な協力が求められた場合には、関係機関と協力して対応するよう努めなければならない。なお、就労定着実績体制加算は、この支援を実施することを促すために設けることとしていることに留意すること。		
(2)利用者に対する職場への定着のための支援については、利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法による支援を月1回以上行うことを要件としており、本人の状況を把握する中で、課題が生じた場合には、就労定着支援員が本人に代わって課題を解決するのではなく、支援期間終了後を見据え、利用者本人自らが課題解決のスキルを徐々に習得できるように、本人の主体的な取組を支える姿勢で支援することが重要である。なお、テレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法による支援を行う場合は、双方向コミュニケーションが図れること、利用者の外形的な状態が確認できること、双方向コミュニケーションにおいてリアルタイムに対応できること、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮を行うことに留意した方法で支援を行うこと。また、厚生労働省「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」等に対応していること。また、利用者を雇用する事業主に対しては、月1回以上、職場での利用者の状況を把握することを努力義務としている。利用者の中には、障害を開示せずに就職する場合があり、就労定着支援員が事業主に接触できない場合もあるため努力義務としたところであるが、(続く)	○適宜必要と認める資料	平 24 条例 52 第 193 条の 8 第 2 項

主眼事項	着	眼	点	自己評価
21 職場への定着のための支援の実施				
22 サービス利用 中に離職する者 への支援	指定就労定着支援事業された通常の事業所を認 常の事業所への就職等を 者その他の関係者と連携の関係者と連続の関係者との連絡調整を	離職する利用者であっ を希望するものに対し 隽し、他の指定障害福	ノ、指定特定相談支援됨 畐祉サービス事業者そ0	D通 事業
23 支給決定障害 者等に関する市 町村への通知	指定就労定着支援事業 定障害者が偽りその他を 又は受けようとしたとま 知しているか。	不正な行為によってイ		<i>i</i> †、

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令
就労定着支援においては、職場における利用者の状況を確認し、就 労定着にかかる課題を把握した上で、利用者を雇用した事業主に対 して障害特性について理解を促すこと等も求められるため、障害非 開示での就職のような、特段の合理的な理由がある場合を除いては、 月1回以上の事業主の訪問を可能な限り行うことが求められる。 なお、指定就労定着支援事業者が、指定就労定着支援を行った日の 属する月において、利用者等に対し、当該月における当該利用者に 対する支援の内容を記載した報告書の提供を1回以上行わなかっ た場合には、当該利用者に対する当該月の就労定着支援の基本報酬 は算定できないこととなるので留意すること。		
(3) 就労定着支援は、支援期間終了後を見据え、支援終了時点において特段の支援がなくても就労定着が実現できる状態を目指しているものであるが、仮に、支援期間が終了するまでに解決しがたい具体的な課題が見込まれ、引き続き一定期間にわたる支援が必要な場合には、当該支援の必要性について十分に精査し、利用者と調整した上で、障害者就業・生活支援センターや地方自治体が設置する就労支援機関等(以下「障害者就業・生活支援センター等」という。)に対し、支援終了後の継続的な支援を依頼すること。この場合、支援終了後の継続的な支援の必要性を精査せず、支援期間が終了したことをもって一律に引継ぐといったことがないようにするとともに、引継ぎ先の業務に支障がないよう、支援終了の少なくとも3月以上前には、障害者就業・生活支援センター等に対して当該利用者等の状況や具体的な課題等支援に必要な情報を本人の了解の下で伝達すること。	○適宜必要と認 める資料	
〇サービス利用中に離職する者への支援 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に利用 者が雇用された通常の事業所を離職する場合には、離職後も他の通常 の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者 やその他の支援機関等と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者等 との連絡調整や必要な支援を行わなければならないこと。	○適宜必要と認 める資料	平 24 条例 52 第 193 条の 9
○支給決定障害者等に関する市町村への通知 市町村は、偽りその他不正な手段によって自立支援給付費の支給を 受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当する 金額の全部又は一部を徴収することができることにかんがみ、指定就 労定着支援事業者は、その利用者が偽りその他不正な手段によって自 立支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、自立支援給 付費の適正化の観点から、遅滞なく、意見を付して市町村に通知しな ければならないこととしたものである。	○適宜必要と認 める資料	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準 用第 29 条

主眼事項	着眼点	自己評価
24 管理者の責務	(1) 指定就労定着支援事業所の管理者は、当該指定就労定着支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。	いる・いない
	(2) 指定就労定着支援事業所の管理者は、当該就労定着支援事業所 の従業者に市条例第13章の規定を遵守させるため必要な指揮命 令を行っているか。	いる・いない
25 運営規程	 指定就労定着支援事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営 についての重要事項に関する運営規程を定めているか。	
	① 事業の目的及び運営の方針	いる・いない
	② 従業者の職種,員数及び職務の内容	いる・いない
	③ 営業日及び営業時間	いる・いない
	④ 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額	いる・いない
	⑤ 通常の事業の実施地域	いる・いない
	⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害 の種類	いる・いない
	⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項	いる・いない
	⑧ その他運営に関する重要事項	いる・いない
	※ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成 29 年厚生労働省告示第 116	
	号) 第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」(平成29年7月7日付け障障発第0707第1号厚生労働省社会・	
	援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)の2の(1)で定める拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記すること。	

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令
	○適宜必要と 認める資料	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準 用第 67 条第 1 項
	〇適宜必要と 認める資料	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準 用第 67 条第 2 項
○運営規程	〇運営規程	平 24 条例 52
指定就労定着支援事業所の適正な運営及び利用者に対する適切な指		第 193 条の 10
定就労定着支援の提供を確保するため、①から⑧までに掲げる事項を内		
容とする規程を定めることを指定就労定着支援事業所ごとに義務付け		
たものであるが、特に次の点に留意するものとする。		
⑤ 通常の事業の実施地域 通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとす		
通常の事業の実施地域は、各観的にその区域が特定されるものとすること。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込みに係る調整等		
の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われるこ		
とを妨げるものではないものであること。		
⑥ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の		
種類		
指定就労定着支援事業者は、障害の種類にかかわらず利用者を受け		
入れることを基本とするが、サービスの専門性を確保するためやむ		
を得ないと認められる場合においては、事業の主たる対象とする障		
害の種類を特定して事業を実施することも可能であること。		
⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 虐待の防止のための措置については、「障害者虐待の防止、障害者		
の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23 年法律第79 号)に		
おいて、障害者虐待を未然に防止するための対策及び虐待が発生し		
た場合の対応について規定しているところであるが、より実効性を		
担保する観点から、指定就労定着支援事業者は、利用者に対する虐		
待を早期に発見して迅速かつ適切な対応が図られるための必要な		
措置について、あらかじめ運営規程に定めることとしたものであ		
る。具体的には、		
ア 虐待の防止に関する責任者の選定		
イの成年後見制度の利用支援		
ウ 苦情解決体制の整備 エ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実		
施(研修方法や研修計画など)		
オ 条例第40条の2第1項の「虐待の防止のための対策を検討する		
委員会(以下「虐待防止委員会」という。)」の設置等に関		
すること。		
等を指すものであること。		
⑧ その他運営に関する重要事項		
障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保す		
るための基本的な指針(平成29 年厚生労働省告示第116 号)第二の		
三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域は共産権が支援を表現して、(平成20年7月7月代は原		
域生活支援拠点等の整備促進について」(平成29 年7 月7 日付け障 障発第0707 第1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉		
機能を明記すること。		
MAID COME A CO		<u> </u>

26 動務体制の確 (1) 指定就労定着支援事業者は、利用者に対し、適切な指定就労定 若支援を提供できるよう、事業所ごとに、従事者の勤務の体制を定めているか。 (2) 指定就労定着支援事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従事者によって指定就労定着支援事業者は、従業者の狩費の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 (4) 指定就労定着支援事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は促起的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の機構環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	主眼事項	着	眼	点	自己評価
者によって指定就労定着支援を提供しているか。 (3)指定就労定着支援事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。 (4)指定就労定着支援事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の職場環境が害されることを防止するための方針の		着支援を提供できる。			いる・いない
の研修の機会を確保しているか。 (4)指定就労定着支援事業者は、適切なサービスの提供を確保する 観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を 背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの により従業者の職場環境が害されることを防止するための方針の					いる・いない
観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を 背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの により従業者の職場環境が害されることを防止するための方針の				資質の向上のために、そ	いる・いない
		観点から、職場におい 背景とした言動であっ により従業者の職場	いて行われる性的なって業務上必要かつ。 環境が害されること	言動又は優越的な関係を 相当な範囲を超えたもの	いる・いない

	関係書類	根 拠 法 令
○勤務体制の確保等 利用者に対する適切な指定就労定着支援の提供を確保するため、従業 者の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必 要がある。	〇従業者の勤 務表	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準 用第 33 条第 1 項
 (1)指定就労定着支援事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係、サービス提供責任者である旨等を明確にすることを定めたものであること。 (2)当該指定就労定着支援事業所の従業者によって指定就労定着支援を提供するべきことを規定したものであるが、指定就労定着支援事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理 	〇勤務また能 一覧雇用かる書 分が修り でである。 の研修 の研修 の研修 の研修 の研修 の研修 の研修 の研修	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準 用第 33 条第 2 項 平 24 条例 52 第 193 条の 12 準 用第 33 条第 3 項
者の指揮命令下にある従業者を指すものであること。 (3) 当該指定就労定着支援事業所の従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該指定就労定着支援事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。	绿	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準 用第 33 条第 4 項
(4) 同条第4項は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第30条の2第1項の規定に基づき、指定就労定着支援事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント(以下「職場におけるハラスメント」という。)の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。指定就労定着支援事業者が講ずべき措置の具体的内容及び指定就労定着支援事業者が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。		
ア 指定就労定着支援事業者が講ずべき措置の具体的内容 指定就労定着支援事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が 職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき 措置等についての指針(平成18年厚生労働省告示第615号)及び事業 主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関 して雇用管理上構ずべき措置等についての指針(令和2年厚生労働省告 示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。)において規定さ れているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりであ る。 a 指定就労定着支援事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発		
職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを 行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b 相談(苦情を含む。以下同じ。)に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。 (続く)		

主眼事項	着	眼	点	自己評価
26 勤務体制の確保等				
27 業務継続計画 の策定等		非常時の体制で早 画」)を策定し、 るか。 対し、業務継続記	型期の業務再開を図るた その業務継続計画に従 計画について周知し、必	め
	(3) 事業者は、定期的にまて業務継続計画の変更		l直しを行い、必要に応り	こ いる・いない

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令
なお、パワーハラスメント防止のための指定就労定着支援事業者の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第24号)附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業(医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については、資本金が5000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業)は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。		
イ 指定就労定着支援事業者が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為 (カスタマーハラスメント)の防止のために、事業主が雇用管理上の 配慮として行うことが望ましい取組の例として、 ① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、 ② 被害者への配慮のための取組(メンタルヘルス不調への相談対 応、行為者に対して1人で対応させない等) ③ 被害防止のための取組(マニュアル作成や研修の実施等、業 種・業態等の状況に応じた取組) が規定されているので参考にされたい。		
 ○業務継続計画の策定等 (1)指定就労定着支援事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定就労定着支援の提供を受けられるよう、指定就労定着支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練(シミュレーション)を実施しなければならないこととしたものである。 (2)業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第33条の2に基づき指定就労定着支援事業者に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 	〇業務継続計 画 (BCP) ・新イル (新型ルンの では、 ・自 では、 ・自 職 では、 ・自 のでは、 ・前のでは、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準 用第 33 条の 2 第 1 項 平 24 条例 52 第 193 条の 12 準 用第 33 条の 2 第 193 条の 12 準 平 24 条例 52 第 193 条の 12 準 用第 33 条の 2 第 3 項
➤ 業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第 10 号。以下「令和3年改正省令」という。)を参照されたい。		

主眼事項	着	眼	点	自己評価
27 業務継続計画 の策定等				

チェックポイント	関係	系書	類	根	拠	法	令
➤ 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。 なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等に おける新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及 び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガ イドライン」を参照されたい。 また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、 項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の 業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。							
 ア 感染症に係る業務継続計画 a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等) b 初動対応 c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等) 							
イ 災害に係る業務継続計画 a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等) b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等) c 他施設及び地域との連携							
従業者の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。							
➤ 従業者教育を組織的に浸透させていくために、 <u>定期的(年1回以上)な教育を開催する</u> とともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。 なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。							
> 訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定就労定着支援事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的(年1回以上)に実施するものとする。							
▶ 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん 延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。							
▶ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び 実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切で							

主眼事項	着 眼	点	自己評価
28 衛生管理等	(1) 事業者は、従業者の清潔の保持及び優 管理を行っているか。	建康状態について、必要な	いる・いない
	(2) 事業者は、事業所の設備及び備品等に 努めているか。	こついて、衛生的な管理に	いる・いない
	(3) 事業所において感染症が発生し、又は 掲げる措置を講じているか。	tまん延しないように次に	
	① 事業所における感染症の予防及びまたを検討する委員会(テレビ電話装置その「テレビ電話装置等」という。)を定期について、従業員に周知徹底しているか。)他の情報通信機器(以下、 的に開催し、その結果に	いる・いない
	② 事業所における感染症の予防及びまんを整備しているか。	ん延の防止のための指針	いる・いない
	③ 事業所において、従業者に対し、感知 止のための研修及び訓練を定期的に実施		いる・いない

		10 1hn \1 ^
チェックポイント	関係書類	根拠法令
○衛生管理等 (1)指定就労定着支援事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定就労定着支援事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。特に、指定就労定着支援事業者は、従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。	○衛生管理に 関する記録	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準用 第 34 条第 1 項 平 24 条例 52 第 193 条の 12 準用 第 34 条第 2 項
(3) の感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のアからウまでの取扱いとする。各事項について、同項に基づき指定就労定着支援事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 なお、感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令を参照されたい。	○感染予防に 関するマニ ュアルなど	
ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 当該指定就労定着支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(以下「感染対策委員会」という。)であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい。 特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。 満成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者(以下「感染対策担当者」という。)を決めておくことが必要である。 感染対策委員会は、利用者の状況など指定就労定着支援事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 感染対策委員会は、テレビ電話装置等(リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。)を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際、厚生労働省「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守することと なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、指定就労定着支援事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。	ュアルな ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針 ➤ 当該指定就労定着支援事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 ➤ 平常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環境の整備等)、支援にかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等が想定される。 (続く)		
∖耐てくり		

主眼事項	着 眼 点	自己評価
28 衛生管理等		
29 掲示	 (1)指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所のい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制をの他の認力を表現しているか。 (2)(1)に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付けった。 (2)(1)に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付けった。 (2)(1)に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付けった。 (3)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)	利用申 示して ナ、か いる・いない (1)

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令
 ※ 発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 ※ なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。 ゲ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練 ※ 従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定就労定着支援事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。 ※ 職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育(年1回以上)を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 ※ 研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、指定就労定着支援事業所内で行うものでも差し支えなく、当該指定就労定着支援事業所内で行うこと。 ※ 平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に行うことが必要である。 ※ 訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、指定就労定着支援事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。 ※ 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切であ 		
○ 掲示 (1) は、事業者は、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。 ア 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことであること。 イ 従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 (2) は、重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定就労定着支援事業所内に備え付けることで同条第1項の掲示に代えることができることを規定したものである。	○事業所の掲 示物	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準用第 35 条第 1 項 平 24 条例 52 第 193 条の 12 準用第 35 条第 2 項

主眼事項	着	眼	点	自己評価
30 身体拘束の禁 止		生命又は身体を係 的拘束その他利用	くの提供に当たっては、₹ 民護するため緊急やむを行 引者の行動を制限する行為	-
	(2) やむを得ず身体拘束 の際の利用者の心身の 要な事項を記録してい	状況並びに緊急や	は、その態様及び時間、そ いむを得ない理由その他が	
	(3) 指定就労定着支援事 次に掲げる措置を講じ		5等の適正化を図るため、	いる・いない
	話装置等を活用して	て行うことができん	検討する委員会 (テレビ語 るものとする。) を定期的 者に周知徹底しているか。]
	② 身体拘束等の適正化	とのための指針を §	整備しているか。	いる・いない
	③ 従業者に対し、身体 施しているか。	×拘束等の適正化 <i>0</i>)ための研修を定期的に§	と いる・いない

チェックポイント	関係書類	根拠法令
○身体拘束の禁止	│ │ ○個別支援計画	平 24 条例 52
(1)、(2)は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急	〇身体拘束等の	第 193 条の 12
やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならず、緊急やむを得な	記録	第 100 年07 12
い場合に身体拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	年用第 55 未0 2 第 1 項
利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければなら	関する書類	2 第 1 項
		平 24 条例 52
ないこととしたものである。	(必要事項が記	-
/o) o [o] tht thought of the their terms of the	載されている	第 193 条の 12
(3)の「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」(以下「身		準用第 35 条 0
体拘束適正化検討委員会」という。)は、事業所に従事する幅広い職種に	かる書類等)	2 第 2 項
より構成する。		
		平 24 条例 52
➤ 構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、 <u>専任の身体拘束</u>	〇身体拘束適正	第 193 条の 12
等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。	化検討委員会	準用第 35 条0
	の議事録等	2 第 3 項
➤ 身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが		
望ましく、その方策として、医師(精神科専門医等)、看護職員等の	〇身体拘束等の	
活用が考えられる。	適正化のため	
また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能であるた	の指針	
め、事業所の規模に応じた対応を検討すること。		
	〇身体拘束に関	
▶ 身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも1年に1回は開催するこ	する職員研修	
とが必要であるが、虐待防止委員会と関係する職種等が相互に関係	記録等	
が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体	1024 ()	
的に設置・運営すること(虐待防止委員会において、身体拘束等の		
適正化について検討する場合も含む。)も差し支えない。		
過止にに 20・で検討する物白 0百七。/ 0左0文元ない。		
▶ 指定就労定着支援事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知		
徹底する目的は、身体拘束等の適正化について、事業所全体で情報		
共有し、不適切な身体拘束等の再発防止や身体拘束等を行わない支		
接方法の検討につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を		
援力法の検討につないるためのものであり、次じて従来者の恣談を 目的としたものではないことに留意することが必要である。		
日的としたものではないことに自念することが必要である。		
▶ 身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなこ		
とを想定している。		
ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。		
イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録す		
るとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告するこ		
と。		
こ。 ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例		
グ 身体拘束適正化検討安良去において、1 により報告された事例を集計し、分析すること。		
を集計し、が祈りること。 エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析		
エ 事例の分析に当たっては、身体拘束寺の先生時の状況寺を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の		
適正性と適正化策を検討すること。		
オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。		
カ 廃止へ向けた方策を講じた後に、その効果について検証するこ		
٤.		
/b+ /\		
(続く)		
	İ	1

主眼事項	着眼	点	自己評価
30 身体拘束の禁止			
31 秘密保持等	(1)事業所の従業者及び管理者は、正当な理由が知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らして (2)事業者は、従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密 いよう、必要な措置を講じているか。	てはいないか。 正当な理由がなく,	いる・いない
	(3) 事業者は、他の事業者等に対して、利用者なる情報を提供する際は、あらかじめ文書によりの家族の同意を得ているか。		いる・いない

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令
②の指定就労定着支援事業所が整備する「身体拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。 ア事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方		
イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針 エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基 本方針		
オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針		
➢ 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定就労定着支援事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとする。		
➤ 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施(年1回以上) するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施 することが重要である。 また、研修の実施内容について記録することが必要である。	_	
→ 研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、虐待防止に関するでいるがです。 修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。	Ŧ	
〇秘密保持等 (1)指定就労定着支援事業所の従業者及び管理者に、その業務上知り得た 利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたものである。	○従業者及び 管理者の秘 密保持誓約 書	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準用第 36 条第 1 項
(2) 同条第2項は、指定就労定着支援事業者に対して、過去に当該指定就労 定着支援事業所の従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た 利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取るこ とを義務付けたものであり、具体的には、指定就労定着支援事業者は、 当該指定就労定着支援事業所の従業者等が、従業者等でなくなった後に	な措置を講 じたことが 分かる文書	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準用第 36 条第 2
おいてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこととするものである。	〇個人情報同 意書	項 24 条 20 52
(3) 従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の指定障害福祉サービス事業者と共有するためには、指定就労定着支援事業者等は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。		平 24 条例 52 第 193 条の 12 準用第 36 条第 3 項

主眼事項	着 眼 点	自己評価
32 情報の提供等	(1)指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定就労定着支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。 (2)指定就労定着支援事業者は、当該指定就労定着支援事業者につい	式 〒
	(2) 相定机力定省又援事業者は、当該相定机力定省又援事業者について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとがらないようにしているか。	
33 利益供与等の 禁止	(1)指定就労定着支援事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の 障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者 又はその家族に対して当該指定就労定着支援事業者を紹介するこ との対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	(2)指定就労定着支援事業者は、相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者以はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	ス いる・いない
34 苦情解決	(1)指定就労定着支援事業者は、その提供した指定就労定着支援に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するが めに、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を認 じているか。	=
	(2)指定就労定着支援事業者は,(1)の苦情を受け付けた場合には 当該苦情の内容等を記録しているか。	, いる・いない
	(3)指定就労定着支援事業者は、その提供した指定就労定着支援に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定就労定着支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の特件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	D 勿
	(4)指定就労定着支援事業者は、その提供した指定就労定着支援に関し、法第 11 条第 2 項の規定により市長が行う報告若しくは指定就労定着支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは表示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家がからの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長が指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要なる善を行っているか。	发 是 (支

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令
	152 1/11 🗀 741	12 32 12
	〇情報提供を 行ったる書 類(パンフット等) 〇事業者のH P回ット	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準 用第 37 条第 1 項 平 24 条例 52 第 193 条の 12 準 用第 37 条第 2 項
○ 利益供与等の禁止 (1)一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等による障害福祉サービス事業者等の紹介が公正中立に行われるよう、指定就労定着支援事業者は、一般相談支援事業者若しく	〇適宜必要と 認める資料	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準 用第 38 条第 1 項
は特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等に対し、利用者に対して当該指定就労定着支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない旨を規定したものである。 (2)利用者による一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者又は他	〇適宜必要と 認める資料	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準 用第 38 条第 2 項
の障害福祉サービス事業者等の選択が公正中立に行われるよう、指定就 労定着支援事業者は、一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業者 又は他の障害福祉サービス事業者等から、当該事業所を利用する利用者 やサービス提供が終了した利用者等を紹介することの対償として、金品 その他の財産上の利益を収受してはならない旨を規定したものである。		
○ 苦情解決 (1)「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずることをいうものである。当該措置の概要については、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい。	〇苦情受付簿 〇重要事項説 明書 〇契約書	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準 用第 39 条第 1 項
(2)苦情に対し指定就労定着支援事業所が組織として迅速かつ適切に対応 するため、当該苦情(指定就労定着支援事業所が提供したサービスとは 関係のないものを除く。)の受付日、内容等を記録することを義務付け たものである。 また、指定就労定着支援事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る 上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サー	○事業所の掲示物 ○苦情者への対応記録 ○苦情対応マニュアル	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準 用第 39 条第 2 項 平 24 条例 52 第 193 条の 12 準 用第 39 条第 3 項
ビスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。 (3)住民に最も身近な行政庁である市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生じることから、市町村が、指定就労定着支援事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。	〇市町村から の指導また は助言を受 けた場合の 改善したこ とが分かる	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準 用第 39 条第 4 項
	書類	

主眼事項	着	眼	点	自己評価
34 苦情解決	(5)指定就労定着支援事業者は 法第48条第1項の規定によ の物件の提出若しくは提示の 定就労定着支援事業所の設 応じ、及び利用者又はその 協力するとともに、市長か 又は助言に従って必要な改	り市長が行う報告者 の命令又は当該職員 備若しくは帳簿書類 家族からの苦情に関 ら指導又は助言を受	もしくは帳簿書類その他 動からの質問若しくは指 質その他の物件の検査に 関して市長が行う調査に 受けた場合は、当該指導	いる・いない
	(6)指定就労定着支援事業者に (3)から(5)までの改			いる・いない
	(7)指定就労定着支援事業者に 化委員会が同法第 85 条の 限り協力しているか。			いる・いない
35 事故発生時 の対応	(1)事業者は、利用者に対す。 生した場合は、都道府県、i とともに、必要な措置を講	市町村,当該利用者		いる・いない
	(2) 事業者は, (1)の事故の状 記録しているか。	況及び事故に際し	て採った処置について,	いる・いない
	(3)事業者は、利用者に対する。 き事故が発生した場合は、自			いる・いない

チェックポイント	関係書類	根 拠 法 令
		平 24 条例 52 第 193 条の 12 準 用第 39 条第 5 項
(7)社会福祉法上、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会が福祉サ ービスに関する苦情の解決について相談等を行うこととされたことを	〇市等への報 告書 〇運営適正化 委員会の調査	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準 用第 39 条第 6 項 平 24 条例 52 第 193 条の 12 準
受けて、運営適正化委員会が行う同法第85条に規定する調査又はあっせんにできるだけ協力することとしたものである。	又はあっせん に協力したこ とが分かる資 料	用第 39 条第 7 項
○ 事故発生時の対応 利用者が安心して指定就労定着支援の提供を受けられるよう、指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村及び当該利用者の家族等に対して連絡を行うとともに必要な措置を講じ、利用者に対する指定就労定着支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。 このほか、次の点に留意するものとする。 ① 利用者に対する指定就労定着支援の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定就労定着支援事業者が定めておくことが望ましいこと。また、事業所に自動体外式除細動器(AED)を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと。なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えない。 ② 指定就労定着支援事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと。 ③ 指定就労定着支援事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。なお、「福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針」(平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会)が示されているので、参考にされたい。	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準 用第 40 条第 1 項 平 24 条例 52 第 193 条の 12 準 用第 40 条第 2 項 平 24 条例 52 第 193 条の 12 準 用第 40 条第 3 項

主眼事項	着	眼	点	自己評価
36 虐待の防止	D防止 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じているか。			
	① 事業所における虐待の防止 話装置を活用して行うこと るとともに、その結果につ	こができるものとす	する。)を定期的に開催す	いる・いない
	② 事業所において、従業者に実施しているか。	対し、虐待の防止	上のための研修を定期的に	いる・いない
	③ ①と②の措置を適切に実施 (※虐待防止のための担当者 すること。)			いる・いない

チェックポイント		関係書類	根 拠 法 令
○虐待の防止	針の作成) が起こりやすい職場環境 待やその疑いが生じた	○虐待の会 を を を り を り り の 会 い り り り り り り り り り り り り り り り り り り	第 193 条の 12 準
➤ 委員会の構成員の責務及び役割分担を明確にす <u>待防止担当者(必置)</u> を決めておくことが必要		〇担当者名の 分かる書類 等	
➤ 委員会の構成員には利用者やその家族、専門的 者等も加えることが望ましい。また、法人単位 ある。			
⇒ 委員会の開催に必要となる人数については事: 担当者(必置)が参画していれば最低人数は問 討結果を従業者に周知徹底すること。			
➢ 委員会は <u>少なくとも1年に1回は開催</u> すること	が必要である。		
▶ 虐待防止のために報告・改善のための方策を定 虐待の防止のための対策について、事業所全体 然防止、再発防止につなげるためのものであり 目的としたものではないことに留意すること。	で情報共有し、今後の未		
➤ 指定就労定着支援事業所は次のような項目を定 指針」を作成することが望ましい。 ア 事業所における虐待防止に関する基本的な イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関す ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方 エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策 オ 虐待発生時の対応に関する基本方針 カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する。 キ その他虐待防止の適正化の推進のために必	考え方 る事項 針 に関する基本方針 基本方針		
→ 研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内 啓発するとともに、指針を作成した事業所に き、虐待防止の徹底を図るものとする。			
➤ 職員教育を組織的に徹底させていくためには、 た研修プログラムを実施し、定期的な研修を実 ともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を り、実施内容について記録することが必要であ なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及 援センター等が実施する研修に事業所が参加 い。	施(年1回以上)すると 実施することが重要であ るる。 び協議会又は基幹相談支		
第3号の<u>虐待防止のための担当者については</u><u>を配置すること。</u>	、サービス管理責任者等		

主眼事項	着	眼	点	自己評価
37 会計の区分	事業者は、事業所ごとに終事業の会計をその他の事業の		もに, 指定就労定着支援の るか。	いる・いない
38 記録の整備	(1)事業者は,従業者, 討いるか。	投備,備品及び会計	に関する諸記録を整備して	いる・いない
		亥指定就労相談支援 E着支援に係る必要 系る記録 录		いる・いない
第4 変更の届 出等	第34条の58で定める事 定就労定着支援の事業をより、10日以内に、その(2)事業者は、当該指定に	事項に変更があった を再開したときは, の旨を市長に届け出 に係る事業を廃止し	及び所在地その他施行規則とき、又は休止した当該指施行規則で定めるところにはているか。 、又は休止しようとするとその旨を市長に届け出てい	いる・いない
第5 サービス 費の算定及び 取扱い 基本事項	「就労定着支援サービス 18 年厚生労働省告示第 を乗じて算定しているだ ただし、その額が現に	ス費単位数表」によ 539 号「厚生労働力 い。 こ当該指定就労定着	厚告第 523 号別表第 14 の 2 り算定する単位数に、平成で臣が定める一単位の単価」で支援に要した費用の額を超っました費用の額となっています。	いる・いない
		円未満の端数がある	する費用の額を算定した場合 ときは、その端数金額は切	いる・いない

エーックポノント	朗 塚 ⇒ *5	#B #hn :+ △
チェックポイント	関係書類	根拠法令
	〇収支予算 書・決算書等 の会計書類	平 24 条例 52 第 193 条の 12 準 用第 41 条
○ 記録の整備 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計等に関する 諸記録を文書により整備しておく必要があること。なお、条例第 193 条 の 11 第 2 項により、指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提	〇適宜必要と 認める資料	平 24 条例 52 第 193 条の 11
供に関する諸記録のうち、少なくとも次に掲げる記録については、当該就 労定着支援を提供した日から、少なくとも5年以上保存しておかなければ ならないとしたものである。 また、就労定着支援事業者は、利用者の他の支援機関の利用状況を把握	○職員名簿 ○設備・備品台 帳 ○帳簿等の会	
した場合や、他の支援機関と情報共有した場合は、これらの利用状況や連携状況をケース記録等に整備することが必要である。 ① 指定就労定着支援に関する記録 ア 条例第 193 条の 11 において準用する条例第 19 条第 1 項に規定す	計書類 〇左記①から ⑤までの書 類	
る提供した指定就労定着支援に係る必要な記録事項 イ 条例第 193 条の 11 において読み替えて準用する条例第 59 条第 1 項に規定する就労定着支援計画 ウ 条例第 193 条の 11 において準用する条例第 39 条第 2 項に規定す る苦情の内容等の記録 エ 条例第 193 条の 11 において準用する条例第 40 条第 2 項に規定する 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録		
② 条例第193 条の11 において準用する条例第29条に規定する市町村へ の通知に係る記録	O ******	+
	○ 変更届(控)	法第 46 条第 1 項 施行規則第 34 条 の 18

	チェックポイン	· F	根 拠 法 令
第14の2 就	労定着支援		
I 就労定着	支援サービス費(1月につき)		平 18 厚告 523
			別表第 14 の
(1) 就	労定着率が9割5分以上の場合	3, 512単位	の注 1
(2) 就	労定着率が9割以上9割5分未満の場合	3, 348単位	
(3) 就	労定着率が8割以上9割未満の場合	2, 768単位	
(4) 就	労定着率が7割以上8割未満の場合	2, 234単位	
(5) 就	労定着率が 5 割以上 7 割未満の場合	1, 690単位	
(6) 就	労定着率が3割以上5割未満の場合	1, 433単位	
(7) 就	労定着率が3割未満の場合	1, 074単位	
	E着支援については、報酬告示第14 の2の10 B業所(就労継続支援A型事業所は除く。)(
通堂の国	¥業所(就労継続支援Α型事業所は除く。)	こ新たに雇用され、就労を継続し ⁻	てい
る期間が	が6月に達した障害者が対象となる。		
る期間 <i>が</i> この ^は	場合、例えば、令和6年4月1日に就職した者に		
る期間が このは となるこ	場合、例えば、令和6年4月1日に就職した者(ことから、令和6年10月1日から就労定着支持		
る期間が このは となるこ となる。	場合、例えば、令和6年4月1日に就職した者に ことから、令和6年10月1日から就労定着支持	髪を利用できるようにすることが、	必要
る期間が このも となる。 となる。	場合、例えば、令和6年4月1日に就職した者にとから、令和6年10月1日から就労定着支援 就労定着支援の指定を新たに受けた事業所	爰を利用できるようにすることが、 所においては、一体的に運営する	必要 指定
あ期間が となる。 とななお、 生活介記	場合、例えば、令和6年4月1日に就職した者(ことから、令和6年10月1日から就労定着支援 就労定着支援の指定を新たに受けた事業所 護、指定自立訓練、指定就労移行支援又は指	暖を利用できるようにすることが。 所においては、一体的に運営する 指定就労継続支援(以下「指定就	必要 指定 労移
おいます。ととなるのは、またのでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、このでは、こ	場合、例えば、令和6年4月1日に就職した者(ことから、令和6年10月1日から就労定着支持 就労定着支援の指定を新たに受けた事業所 護、指定自立訓練、指定就労移行支援又は指 等」という。)を受けた後に就労し、就労を終	援を利用できるようにすることが、 所においては、一体的に運営する 旨定就労継続支援(以下「指定就 継続している期間が6月以上42	必要 指定 労移 月未
おいて とと 生行満 はななな話支の 生行 満 にんしょう にんしょう はんしょう はんしょく はんしょう はんしょく はんしん はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしょく はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんし	場合、例えば、令和6年4月1日に就職した者(ことから、令和6年10月1日から就労定着支援 就労定着支援の指定を新たに受けた事業所 護、指定自立訓練、指定就労移行支援又は指	援を利用できるようにすることが、 所においては、一体的に運営する 旨定就労継続支援(以下「指定就 継続している期間が6月以上42	必要 指定 労移 月未

主眼事項	着	眼	点	自己評価
就労定着支援サービス費について	また ままま ままま ままま ままま まままま ままま ままま ままま ままま	就党では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	206 年 206) 207) 208)	いる・いない

〇就労定着支援サービス費について

(一) 就労定着支援サービス費の区分について

就労定着支援サービス費については、生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者に対して、就労定着支援を提供した月1回以上の対面による支援を行った場合に、当該指定就労定着支援事業所における就労定着率に応じ、算定することとし、就労定着率の具体的な計算方法は以下による。

- ア 当該前年度末日から起算して過去3年間に就労定着支援を開始した者の利用した総数(以下「利用者総数」という。)を算出する。
- イ アの過去3年間に就労定着支援を利用した数のうち当該前年度末日において就労 が継続している者の総数を算出する。この場合、以下は就労が継続している者とし て取り扱う。
 - ・ 就労定着支援の利用が終了しているが、就労が継続している者
 - ・ 就労定着支援の利用中に、離職した後1月以内に他の通常の事業所に雇用された場合であって、就労が継続している者 (就労定着支援の利用中1回限りの転職について認める。)
- ウ イ÷アにより就労定着率を算出することとなるが、以下の場合はア及びイの対象から除外することとする。
 - ・ 障害者を雇用する事業所で障害者に対する虐待があり、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第26条に基づく措置が講じられた場合であって、本人が離職を希望する場合
 - ・ 雇用された事業所が倒産した場合
 - ・ 利用者が死亡した場合

新たに指定を受ける場合の初年度の就労定着率については、指定を受ける就労定着 支援と一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後、指定を受ける前月末日から起算して過去3年間に一般就労した者の総数のうち指定を受ける前月末日において就労が継続している者の数の割合とし、具体的な計算方法は以下による。

- エ 指定を受ける前月末日から起算して過去3年間に指定就労移行支援等を受けた後、 一般就労した者の総数を算出する。
- オ エのうち指定を受ける前月末日において就労が継続している者の総数を算出する。 この場合、イの規定を準用して算出する。
- カ オ÷エにより新たに指定を受ける場合の就労定着率を算出する。この場合、ウの規 定を準用して算出する。

また、年度途中で新たに支援の提供を開始した場合における、支援の提供を開始した日から1年間経過した日の属する月から当該年度の3月までの就労定着率については、直近1年間の利用者の総数のうち支援の提供を開始した日から1年間経過した日の属する月の前月の末日において就労が継続している者の数の割合とし、具体的な計算方法は以下による。

なお、翌年度4月以降の就労定着率については、アからウまでの算出方法による。

(続く)

平 18 厚告 523 別表第 14 の 2 の注 2

主眼事項	着眼点	自己評価
就労定着支援サービス費について		
【減算が行われる 場合】 人員欠如	注3 (1)就労定着支援サービス費の算定に当たって、従業者の員数が、「厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準並びに所定単位数に乗じる割合」(平成18年厚生労働省告示第550号)第9号の2の表の左欄に掲げる基準に該当する場合に、同表の右欄に定める割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。	
	 ○就労定着支援員 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、 1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、 1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の 70 %を算定する。 	該当・非該当
	 ➢ 減算が適用された月から3月以上連続して基準に満たない場合、 ・減算が適用された3月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の 50 %を算定する。 	該当・非該当
	○サービス管理責任者★ 指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から、人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の70%を算定する。	該当・非該当
	➢ 減算が適用された月から5月以上連続して基準に満たない場合、減算が適用された5月目から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間につき、所定単位数の50%を算定する。	該当・非該当
個別支援計画未作 成	(2)指定就労定着支援の提供に当たって、条例第 193 条の 12 において読み替えて準用する第 59 条規定に従い、就労定着支援計画が作成されていない場合 ▶ 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合	
	① 作成されていない期間が3月未満の場合100分の70 ② 作成されていない期間が3月以上の場合100分の50	該当・非該当該当・非該当

	チェックポイント	根 拠 法 令
+	支援の提供を開始した日から1年間経過した日の属する月の前月の末日までの利用 者の総数を算出する。	
þ	キのうち支援の提供を開始した日から1年間経過した日の属する月の前月の末日において就労が継続している者の総数を算出する。 この場合、イの規定を準用して算出する。	
ケ	ク÷キにより新たに指定を受ける場合の就労定着率を算出する。この場合、ウの 規定を準用して算出する。	
〇人員グ	ア如に該当する場合の所定単位数の算定について	平 18 厚告 523 別表 14 の 2 の 注 3
〇個別3 て	支援計画の作成に係る業務が適切に行われていない場合の所定単位数の算定につい	平 18 厚告 523 別表 14 の 2 の 注 3
		7.1.0

主眼事項	着	眼	点	自己評価
情報公表未報告減算	注4 法第76条の3第1項の 係る報告を行っていない 位数を減算しているか。			
業務継続計画未 策定減算	注5 指定障害福祉サービス 福祉サービス基準第第33条 場合は、所定単位数の100	€の2第1項に規	· - · · - · · - · ·	いない 非該当
虐待防止措置未 実施減算	注6 指定障害福祉サービス 福祉サービス基準第40条 所定単位数の100分の1	€の2に規定する	基準を満たしていない場	
支援体制構築未実施減算	注7 別に厚生労働大臣が定 築未実施減算として、所 算しているか。 →厚生労働大臣が定める基 イ 支援の提供を行う期間 まれる課題があり、かる利用 援が必要と見込まれる利用者 係機関との当該利用者 係機関とのいて、当該利用者 係機関とのいること。 ロ 指定就労定着支援事業的 了する3月以上前に、利用者 を共有していること。 ハ 関係機関との利用者関係いること。	定単位数の 100 分集 「終了するまでに解該期間が終了した」の状況その他の利益を雇用する事業所 情報の共有に関する	決することが困難である。後も引き続き一定期間にれ 用者に対する支援に当たり 及び就労に関する支援等を 指針を定めるとともに、責 定着支援の提供を行う期間 係機関等との間で利用者関	数を減ま該当 非該当 と見込ったる支 りからす では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
特別地域加算	注8 別に厚生労働大臣が定 は別に厚生労働大臣が定め 事業所において、当該利用 合に、特別地域加算として	る地域に所在す 者との対面により	り指定就労定着支援を行	通常のった場
就労定着支援サ ービス費の報酬 算定について	注9 指定就労定着支援事業において、指定障害福祉新たに障害者を雇用した携を行うに当たりの支援を利用者に対する、就労定がある。 注10 指定就労定着支援者のないか。 注10 指定就労定着障害20 援助者が当該指定就のより第20 援害者の年38号)第20 援助者が当し、同号に規定利定する職場適用援助者助	サービス基準所の書き、大学の事話を表現の事態を表現では、一世のののでは、一世のののでは、一世のののでは、一世ののでは、一世のは、一世のでは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世のは、一世の	審業主等との連絡調整及 医等に対し、当該月に 最告書の提供を1回以 費を算定できないが、算 できないが、算 できないが、算 できないが、算 できないが、算 できないが、算 できないが、算 できないが、 できない。 できない	に び け 行 定 援 羽 適 所 条 の の の に の の に の の の の に の の に の の に の の に の の に の の の に の の の の の の の の の の の の の
	助を行った月において、当ビス費は、算定しない。			

○情報公表未報告の場合の所定単位数の減算について

利用者への情報公表, 災害発生時の迅速な情報共有, 財務状況の見える化の推進を図る観点から, 障害福祉サービス等情報公表システム上, 未報告となっている場合にあっては所定単位数を減算するものであること。また, 施行規則において, 市町村長は, 指定障害福祉サービス事業所等の指定の更新に係る申請があった際に, 情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

平 18 厚告 523 別表第 14 の 2 の注 4

○業務継続計画未作成の場合の所定単位数の減算について

感染症や災害が発生した場合であっても,必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制 を構築するため,業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から,感染症又は非常災害のい ずれか又は両方の業務継続計画が未策定等の場合にあっては,所定単位数を減算する。

平 18 厚告 523 別表第 14 の 2 の注 5

- ・以下の基準に適用していない場合, 所定単位数を減算する。
- ① 感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること。
- ② 当該業務継続計画に従い必要な措置(研修・訓練,必要に応じた計画の変更)を講ずること。

○虐待防止措置を未実施の場合の所定単位数の減算について

施設・事業所における障害者虐待防止の取組を徹底するため,以下の措置が未実施の障害福祉サービス事業所等について,減算する。

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ること。
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- ③ ①②を適切に実施するための担当者を置くこと。

平 18 厚告 523 別表第 14 の 2 の注 6

○支援体制構築の未実施の場合の所定単位数の減算について

就労定着支援終了にあたり、企業による職場でのサポート体制や職場定着に向けた生活面の安定のための支援が実施されるよう、適切な引継ぎのための体制を構築していない場合について減算 (所定単位数の90%算定)とする。

平 18 厚告 523 別表第 14 の 2 の注 7

〇特別地域加算 240単位

特別地域加算については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域(平成21厚生労働省告示第176号)に居住している利用者の居宅又は当該地域に利用者が雇用された通常の事業所において、利用者との対面により就労定着支援を行った場合に、加算する。

なお、特別地域加算を算定する利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、交通費の支払いを受けることはできないこととする。

平 18 厚告 523 別表第 14 の 2 の注 8

〇就労定着支援サービス費について

(二) 就労定着支援サービス費の報酬算定について

ア 就労定着支援の提供に当たっては、利用者に対し、当該利用者に対する支援内容を記載した報告書(以下「支援レポート」という。)の提供を1月に1回以上行わなかった場合は、就労定着支援サービス費に係る所定単位数を算定することができない。

また、当該利用者が雇用されている事業主や家族、関係機関等に対しても、支援期間終了後を見据え、ナチュラルサポートの構築に資する観点から、利用者本人の同意を得た上で、可能な限り、支援レポートを 共有することが望ましい。

なお、支援レポートの提供は原則、就労定着支援を行った月内に行うことを想定しているが、月末に支援を行った場合等、月内の提供が困難な場合については、翌月の 10 日までに提供を行っていれば、算定要件を満たしているものとして差し支えない。

支援レポートの様式等については、「就労定着支援の実施について」(令和3年3月30日付障障発0330第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参考にすること。 (続く)

平 18 厚告 523 別表第 14 の 2 の注 9, 10, 11

主眼事項	着眼点	自己評価
就労定着支援サ ービス費の報酬 算定について	注 11 利用者が自立訓練 (生活訓練) 又は自立生活援助を受けて 就労定着支援サービス費は、算定していないか。	いる間は、いる・いない
2 地域連携会議実施加算	注1 地域連携会議実施加算(I)については、指定就労定者或が、関係機関(地域障害者職業センター、障害者就業・生活或一、医療機関その他当該指定就労定着支援事業所以外の事業所以下この2において同じ。)との連携を図るため、関係機関によるの就労支援に従事する者により構成される、利用者に係る前援計画に関する会議を開催し、当該指定就労定着支援事業所の管理責任者が関係機関との連絡調整を行った場合に、1月につかつ、1年につき4回(口を算定している場合にあっては、その含む。)を限度として、所定単位数を加算しているか。	を援センタ 所をいう。 らいて障害 が労定着支)サービス Dき 1 回、
	注2 地域連携会議実施加算(II)については、指定就労定着支が、就労定着支援計画の作成又は変更に当たって、関係者によれる会議を開催し、当該会議において、当該指定就労定着支援サービス管理責任者以外の就労定着支援員が当該就労定着支援案の内容及び実施状況(利用者についての継続的な評価を含むて説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からのめ、就労定着支援計画の作成、変更その他必要な便宜の供与に討を行った上で、当該指定就労定着支援事業所のサービス管理対しその結果を共有した場合に、1月につき1回、かつ1年に(イを算定している場合にあっては、その回数を含む。)を限所定単位数を加算しているか。	り構成さ 援事業のの 設計画の原 の意見のい の意見を求 こつき任者に こつき4回

- イ 就労定着支援サービス費は、就労定着支援事業所又は当該就労定着支援事業所を運営する同一の法人 内の他の事業所(指定就労定着支援事業所以外の就労移行支援等事業所を含む。)に配置されている 訪問型職場適応援助者養成研修修了者が、就労定着支援の利用者に対して支援を実施し、促進法施行 規則第20条の2の2に規定する職場適応援助者助成金の申請を行う場合は、当該申請に係る援助を 行った利用者に対する当該月の就労定着支援サービス費は算定することができない。
 - ウ 就労定着支援は、障害者が新たに雇用された通常の事業所での就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の支援を行うものであり、自立生活援助の支援内容を包含するため、自立生活援助との併給はできない。

また、就労定着支援を利用する障害者は、一般企業に6月以上就労が継続している障害者であるため、自立訓練(生活訓練)との併給はできない。

O イ 地域連携会議実施加算(I) 579単位

口 地域連携会議実施加算(Ⅱ) 405単位

(一)地域連携会議実施加算については、就労定着支援事業所が、次に掲げる地域の就労支援機関等との 2 の 必要な連絡体制の構築を図るため、各利用者の就労定着支援計画に係る関係機関を交えたケース会議を 1,2 開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、支援期間(最大3年間)を通じ、1月に1回、年に4 回を限度に、所定単位数を加算する。

ケース会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。

ア 障害者就業・生活支援センター

- イ 地域障害者職業センター
- ウ ハローワーク
- エ 当該利用者が雇用されている事業所
- オ 通常の事業所に雇用される以前に利用していた就労移行支援事業所等
- 力 特定相談支援事業所
- キ 利用者の通院先の医療機関
- ク 当該利用者の支給決定を行っている市町村
- ケ その他障害者の就労支援を実施している企業、団体等
- (二) 利用者の就労定着支援を実施していく上で、雇用されることに伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での相談等は当該就労定着支援事業所が担うこととなるが、就業面や健康面の相談等に関しては、他の関係機関と連携することで、より効果的な支援が提供可能となる。また、サービス終了後に職場定着支援が引き続き必要な場合などが予め想定されるときには、サービス利用期間中に障害者就業・生活支援センター等の関係機関との協力関係を構築しておくことも重要である。このため、ケース会議の実施にあたっては、利用者の就労定着支援計画をより充実したものにすることはもとより、個別の支援における関係機関との連携強化を図ること。ただし、他の関係機関と連携して利用者の就労定着支援を実施するに当たっては、利用者又は当該利用者が雇用されている企業の支援ニーズや支援の必要性を十分に精査した上で、当該関係機関との調整に当たること。なお、就労定着支援計画に関するケース会議であるため、サービス管理責任者は必ず出席すること。

平 18 厚告 523 別表第 14 の

2 の 2 の注

主眼事項	着	眼	点	自己評価
3 初期加算	注 生活介護等と一体的に て、一体的に運営される生 用された障害者に対して、 労定着支援を行った場合に ついて、1回に限り、所知	三活介護等以外を利 、新規に就労定着支 こ、指定就労定着支	用して通常の事業所に雇 援計画を作成し、指定就 援の利用を開始した月に	いる・いない
4 就労定着実績体制加算	注 過去6年間において指定 雇用された通常の事業所に ている者又は就労していた って労働時間の延長のためのための が能力の向上のためのための 護等又は基準している者に はおいて100分の70以上 業所において、指定就労 位数を加算しているか。	こ42 月以上 78 月未 た者 (通常の事業所 休職からの復職の 援を一時的に必要 護等を受けた後、42 又は就労していた者 ことして市長に届け	満の期間継続して就労しに雇用されている者であ際に就労に必要な知識及とするものとして生活介2月以上78月未満の期間分の占める割合が前年度出た指定就労定着支援事	いる・いない
5 職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算	注別に厚生労働大臣が定して配置しているものと所において、指定就労定業数を加算しているか。	して市長に届け出	た指定就労定着支援事業	いる・いない

〇初期加算

900単位

初期加算については、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援(以下「生活介護等」という。)と一体的に運営される就労定着支援事業所において、一体的に運営される生活介護等以外を利用して通常の事業所に雇用された障害者に対して、就労定着支援を行う場合には、アセスメント等に時間や労力を要することから、1回に限り加算する。

平 18 厚告 523 別表第 14 の 2 の 3 の注

なお、同一法人内の他の就労定着支援事業所を利用する際は、アセスメント等の情報共有や連携が可能と考えられることから、初期加算を算定することはできない。

〇就労定着実績体制加算 300単位

(一) 就労定着実績体制加算については、前年度末日から起算して過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、前年度において障害者が雇用された通常の事業所に42 月以上78 月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者(通常の事業所に雇用されている者であって労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものとして生活介護等又は基準該当生活介護等を受けた後、42 月以上78 月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者)の割合が前年度において100 分の70 以上の場合に、就労定着支援の利用者全員に対して加算する。

平 18 厚告 523 別表第 14 の

2の4の注

- (二) 注中「指定就労定着支援の利用を終了した者」とは、3年間の支援期間未満で利用を終了した者も含むものとする。
- (三) 就労定着実績体制加算については、指定を受けた日から1年間は算定できないが、例えば、平成30年4月から就労定着支援を実施する場合であって、平成30年度中に利用を終了した者がいた場合、翌年度において、当該者が「前年度において障害者が雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者」に該当し、そのような者の割合が100分の70以上の場合は、平成31年度から就労定着実績体制加算を算定できる。

○職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算 120単位

職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算については、別に厚生労働大臣が定める訪問型職場適応援助者養成研修の修了者を就労定着支援員として配置した場合に、就労定着支援の利用者全員に対して加算する。

平 18 厚告 523 別表第 14 の 2 の 5 の注

- ➤「別に厚生労働大臣が定める研修」については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修(平成21年厚生労働省告示第178号。以下「研修告示」という。)において定めているところであり、具体的には次のとおりである。
 - ア 研修告示の一のイに定める障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第19条第1項第3号に掲げる地域障害者職業センターにおいて指定障害福祉サービス基準第175条第1項第2号の規定により置くべき就労支援員が就労支援を行うに当たって必要な基礎的知識及び技能を習得させるものとして行う研修については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において実施されている研修であること。
 - イ 研修告示の一の口に定める障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則 (昭和51年 労働省令第38号。以下「促進法施行規則」という。)第20条の2の3第1項各号に 規定する研修については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において行 う訪問型職場適応援助者養成研修及び厚生労働大臣が定める訪問型職場適応援助者 養成研修を指すこと (平成26年度以前に実施された第1号職場適応援助者養成研修 及び厚生労働大臣が定める第1号職場適応援助者養成研修を含む)。 (続く)

主眼事項	着眼点	自己評価
5 職場適応援 助者養成研修 修了者配置体 制加算		
6 利用者負担 上限額管理加 算	注 指定就労定着支援事業者が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	いる・いない
7 福祉・介護 職員等処遇改 善加算		いる・いない

なお、次の(ア)から(ウ)に掲げる研修についても、研修告示の一の口に定めるものとし て取り扱っても差し支えない。

- (ア) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う配置型職場適応援助者養成研修
- (イ)障害者の雇用の促進に関する法律施行規則第20条の2の3第3項各号に掲げる研修 (独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う企業在籍型職場適応援助者養成 研修及び厚生労働大臣が定める企業在籍型職場適応援助者養成研修)
- (ウ) 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第118条の3第6項第1号イ及び 口並びに同項第2号イ(1)及び(2)に掲げる研修
- ウ 研修告示の一のハに定めるア又はイと同等以上の内容を有すると厚生労働大臣が認め る研修については、都道府県がア又はイと同等以上であると認めたものとして厚生労 働省に協議し、同等以上の内容を有すると認められたものを指すものであること。 なお、協議の方法等については「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する ための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する 費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修のうち「厚生労働大 臣が認める研修」の協議方法等について」

(平成22年5月10日付障発0510第5号)を参照すること。

〇利用者負担上限額管理加算 150単位

利用者負担上限額管理加算の注中、「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用 者が、利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設等 | 平 18 厚告 又は共生型障害福祉サービス事業所以外の障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行 | 523 う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。

なお、負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。

別表第 14 の

2の6の注

○福祉・介護職員等処遇改善加算について

福祉・介護職員処遇改善加算(I)(II)を算定している場合は、事業所の職員の処遇改善の 内容(賃金改善に関するものを除く。)等について、インターネットの利用その他の適切な方法 により公表していること。

平 18 厚告 別表第 14 の 2の7の注1

平 18 厚告 523 別表第 14 の 2の7の注2

(参考) 主な根拠法令等

	上の似拠広り	
区分	略号	法 令 等 名 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年 11 月 7 日, 法
法	法	律第 123 号)
政令	施行令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成 18年1月 25日,政令第 10号)
省令	施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成 18 年 2 月 28 日, 厚生労働省令第 19 号)
	平 18 厚令 171	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員,設備及び運営に関する基準(平成 18 年 9 月 29 日,厚生労働省令第 171 号)
告示	平 18 厚告 523	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年 9 月 29 日,厚生労働省告示第 523 号)
	平 18 厚告 539	厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成 18 年 9 月 29 日,厚生労働省告示第 539 号)
	平 18 厚告 540	厚生労働大臣が定める離島その他の地域(平成 18 年 9 月 29 日, 厚生労働省告示第 540 号)
	平 18 厚告 543	厚生労働大臣が定める基準(平成 18 年 9 月 29 日,厚生労働省告示第 543 号)
	平 18 厚告 544	指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣 が定めるもの等(平成 18 年 9 月 29 日,厚生労働省告示第 544 号)
	平 18 厚告 545	食事の提供に要する費用, 光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等 に関する指針 (平成 18 年 9 月 29 日, 厚生労働省告示第 545 号)
	平 18 厚告 550	厚生労働大臣が定める利用者の数の基準,従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合(平成 18 年 9 月 29 日,厚生労働省告示第 550号)
	平 18 厚告 551	厚生労働大臣が定める施設基準 (平成 18 年 9 月 29 日, 厚生労働省告示第 551 号)
	平 18 厚告 553	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員,設備及び運営に関する基準第171条並びに第184条において準用する同令第22条及び第144条に規定する厚生労働大臣が定める者等(平成18年9月29日,厚生労働省告示第553号)
	平 21 厚告 178	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修(平成21年3月3日,厚生労働省告示第178号)
通知等	平 18 障発第 1206001 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員,設備及び運営に関する基準について(平成18年12月6日,障発第1206001号)
	平 18 障発第 1031001 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 18 年 1 月 31 日, 障発第 1031001 号)
	平 17 障発第 1020001 号	障害者(児)施設における虐待の防止について(平成17年1月2日,障発第1020001号)
		福祉サービスにおける危機管理(リスクマネジメント)に関する取り組み指針(平成14年3月28日、福祉サービスにおける危機管理に関する検討会)
条例	平 24 条例 52	鹿児島市指定障害福祉サービスの事業等の人員,設備及び運営に関する条例(平成 24 年 12 月 25 日,条例第 52 号)